

由比町商工会のキャラクター「さくらゆいちゃん」着ぐるみ貸出規程

由比町商工会

(趣旨)

第1条 この規定は、由比町商工会のキャラクター「さくらゆいちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を貸出する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出承認申請)

第2条 着ぐるみを借用するものは、あらかじめ着ぐるみ借用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、由比町商工会女性部長（以下「女性部長」という）に提出し、その貸出許可を受けなければならない。

(貸出の許可)

第3条 女性部長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き着ぐるみの貸出を許可する。

- ①静岡市由比の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- ②着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- ③法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ④特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ⑤その他、女性部長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2、前項の許可は着ぐるみ貸出許可証（様式第2号）をもって行う

(使用期間)

第4条 着ぐるみの貸出期間は、原則として7日以内とする。ただし遠方等諸事情により女性部長が認めた場合はこの限りではない

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、

- ①営利目的でない団体等 1回・・・5,000円（税別）
- ②一般企業及び個人等 1回・・・10,000円（税別）
- ③静岡市の学校等が教育の目的で使用・・・無料
- ④由比産業振興会会員の実施イベント・・・無料
- ⑤その他商工会長が適當と認めたとき・・・無料

(使用上の遵守事項)

第6条 貸出許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1、許可された用途のみに使用すること。
- 2、貸出期間を遵守すること。
- 3、着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- 4、その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出許可の取消)

第7条 貸出許可を受けた者が、前条の定める事項を遵守しなかつとき、またはその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の貸出は許可しない。この場合、貸出許可を受けた者に損害が生じても、女性部長はその責めを負わない。

(現状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、貸出許可を受けた者の責任により、補修またはクリーニングを行い、現状に服さなければならない。

2、前項の規定に関わらず、女性部長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、貸出許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、貸出許可を受けた者が被った被害に対しては、女性部長は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、女性部長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年5月28日より施行する。